

令和元年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第55号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度松伏町一般会計補正予算（第3号））

1 趣旨

参議院議員補欠選挙の執行に伴い、緊急に令和元年度松伏町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和元年8月9日に令和元年度松伏町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 補正前予算額	8, 258, 065千円
(2) 補正予算額	10, 933千円
(3) 合計	8, 268, 998千円

議案第56号

松伏町下水道事業の設置等に関する条例

1 趣旨

松伏町下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、下水道事業を設置等するための条例の制定

2 内容

(1) 設置（第1条関係）

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、松伏町下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(2) 地方公営企業法の財務規定等の適用（第2条関係）

下水道事業に地方公営企業法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(3) 経営の基本（第3条関係）

ア 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

イ 排水区域は、松伏町の区域のうち、下水道法第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

ウ 排水区域面積は、588ヘクタールとする。

エ 排水人口は、24,400人とする。

オ 1日最大処理能力は、11,700立方メートルとする。

(4) 重要な資産の取得及び処分（第4条関係）

予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第5条関係）

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(6) 会計事務の処理（第6条関係）

下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

ア 公金の収納及び支払に関する事務

イ 公金の保管に関する事務

ウ 帳簿の管理に関する事務

(7) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第7条関係）

下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 松伏町公共下水道事業特別会計条例の廃止

松伏町公共下水道事業特別会計条例は、廃止する。

(3) 松伏町下水道条例の一部改正

公共下水道の名称及び設置区域に係る規定を削除する。

議案第57号

松伏町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

1 趣旨

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき松伏町下水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 利益の処分の方法及び積立金の取崩し（第2条関係）

ア 毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に、20分の1を下らない金額を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

イ 議会の議決を経た場合については、積立金を目的以外の使途に使用することができる。

(2) 資本剰余金（第3条関係）

ア 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

イ 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次に掲げる順序とする。

(ア) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(イ) (ア)の方法により処分した後の額の全額又は一部を資本金に組み入れる方法

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第58号

松伏町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、貸付けの利率及び償還方法を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 保証人の必置義務の見直し（第14条及び第15条関係）
災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、任意で保証人を立てることができるものとする。
 - (2) 貸付利率の引下げ（第14条関係）
災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1.5パーセントに引き下げる。
 - (3) 償還方法の拡充（第15条関係）
災害援護資金の償還方法に月賦償還を加える。
 - (4) その他規定の整備
- 3 施行期日
- (1) 施行期日
公布の日
 - (2) 経過措置
改正後の松伏町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

議案第59号

松伏町印鑑条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書への旧氏の記載について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 印鑑登録原票及び印鑑登録証明書への旧氏の記載（第5条及び第13条関係）
住民票に旧氏を併記する申請をした者の印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に現在の氏と旧氏を併記することとする。
 - (2) その他規定の整備
- 3 施行期日
令和元年11月5日

議案第60号

松伏町建築基準法に関する手数料条例及び松伏町手数料条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
建築基準法の一部改正に伴い、用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料の額及び興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料の額を定めるとともに、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る建築物の床面積の要件を変更するための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 松伏町建築基準法に関する手数料条例の一部改正（第1条）
用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料及び興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料の新設（別表第2関係）

手数料の名称	手数料の額
用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円

興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料

120,000円

(2) 松伏町手数料条例の一部改正（第2条）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る建築物の床面積の要件の変更（別表関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査における共同住宅の床面積の要件を100平方メートル以内から200平方メートル以内に変更する。

3 施行期日

公布の日

議案第61号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務を緩和し、及び連携施設に係る経過措置を延長し、並びに食事の提供に要する費用を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条）

ア 連携施設の確保義務の緩和

(ア) 特定地域型保育事業者について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合であって、一定の要件を満たすときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

(イ) 卒園後の教育又は保育を行う連携施設について、入所定員が20人以上であって、企業主導型保育事業を実施する施設及び乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る補助を地方公共団体から受けている施設を加える。

(ウ) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満3歳以上の児童を受け入れているものについて、連携施設を確保しないことができることとする。

イ 連携施設に係る経過措置

連携施設の確保が著しく困難であって、町が認める場合において、連携施設を確保しないことができる期間を5年延長する。

ウ その他規定の整備

(2) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）

ア 食事の提供に要する費用の見直し

幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得者世帯の子ども及び多子世帯の第3子以降の子どもを除き、満3歳以上の保育を必要とする子どもへの副食費の提供に要する費用を保護者から支払を受けることができることとする。

イ その他規定の整備

3 施行期日

2（1）は公布の日、2（2）は令和元年10月1日

議案第62号

損害賠償の額を定めること及び和解について

1 趣旨

防災行政無線デジタル化改修工事における事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解するもの

2 相手方

3 事故の概要

平成28年度に実施した防災行政無線のデジタル化工事に伴い、大字魚沼 番地先に拡声子局を移設した際、旧設置場所に拡声子局の基礎コンクリートの残骸が取り残されたことにより、相手方が所有する耕作機械等に損傷を与えたものである。

4 損害賠償額 2, 153, 249円

5 和解の要旨

(1) 町は、相手方に対し4の損害賠償金を支払う。

(2) 町及び相手方は、本和解に定める事項のほか、本件事故により生じた損害等に関し、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(※個人情報保護のため、個人情報に係る事項を非公開としています。)

議案第63号

令和元年度松伏町一般会計補正予算(第4号)

1 補正前予算額	8, 268, 998千円
2 補正予算額	236, 916千円
3 合計	8, 505, 914千円

議案第64号

令和元年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	3, 408, 595千円
2 補正予算額	78, 015千円
3 合計	3, 486, 610千円

議案第65号

令和元年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	629, 697千円
2 補正予算額	△2, 035千円
3 合計	627, 662千円

議案第66号

令和元年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	8, 444千円
2 補正予算額	9千円
3 合計	8, 453千円

議案第67号

令和元年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	2, 127, 203千円
2 補正予算額	152, 556千円
3 合 計	2, 279, 759千円

議案第68号

令和元年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	346, 489千円
2 補正予算額	881千円
3 合 計	347, 370千円

議案第69号

平成30年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8, 605, 885, 742円
2 歳出総額	8, 129, 898, 612円
3 歳入歳出差引額	475, 987, 130円
4 実質収支額	418, 036, 130円

議案第70号

平成30年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3, 785, 452, 687円
2 歳出総額	3, 663, 200, 335円
3 歳入歳出差引額	122, 252, 352円
4 実質収支額	122, 252, 352円

議案第71号

平成30年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	595, 082, 735円
2 歳出総額	582, 109, 575円
3 歳入歳出差引額	12, 973, 160円
4 実質収支額	12, 973, 160円

議案第72号

平成30年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8, 146, 349円
2 歳出総額	7, 834, 113円
3 歳入歳出差引額	312, 236円
4 実質収支額	312, 236円

議案第73号

平成30年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1, 890, 223, 690円
2 歳出総額	1, 735, 927, 973円
3 歳入歳出差引額	154, 295, 717円
4 実質収支額	154, 295, 717円

議案第74号

平成30年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1	歳入総額	295,602,265円
2	歳出総額	294,595,877円
3	歳入歳出差引額	1,006,388円
4	実質収支額	1,006,388円